

第 6732 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 7月 29日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 美術品の物納

Q：相続税の物納対象となる登録美術品の取扱いが改正になったとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

相続税の物納対象になる美術品は、令和2年度の税制改正で、次のようになりました。

- ① 制作者が生存中の美術品のうち一定のものが相続税の物納対象となる登録美術品の範囲に追加された。
- ② 一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄付した場合の所得税等の特例措置が創設された。

これを受けて、登録美術品の登録基準などが明らかにされました。

【制作者が生存中である美術品について】

制作者が生存中である美術品は、従来の要件に加え、次の要件を満たす必要がある。

- ① 制作後、原則として10年を経過した作品
- ② 文化庁長官が定める美術館(※)が開催する展覧会において複数回公開されたことがある作品(※)
 1. 博物館法に規定する「登録博物館」または「博物館相当施設」であること
 2. 登録を受けようとする美術品と同様の種類の美術品を取り扱った経験及び知識を有する専任の学芸員又は専任の学芸員に相当する職員が配置されていること
 3. 美術品を適切に保存及び公開するための環境を有していること
 4. 登録を受けようとする美術品と同様の種類の美術品を保存及び公開していること

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

